

プロ選手の救命講習の受講の義務化について

2010/2/25 静岡県 御前崎オンズ事務所

2010年4月より、安全面への意識、知識の向上を目的として、JPWAプロ選手には救命講習の受講を義務としてもらうことになりました。

この講習は各地の消防署で予約を入れれば、個人的に誰でも受講することができます。

3時間の講習を受けると修了証が発行されます。

救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2～3年間隔で定期的に講習を受けることをすすめられているため、3年に一度は再受講してもらうことにします。修了証にその記録も残されます。

2011年3月31日の時点で過去3年以内に救命講習を受講していないと、プロ登録できません。

つきましては、プロ登録選手の方は4月までに、救命講習の受講を忘れずに受けていただくようお願いします。

3月31日までに、必ずJPWA事務局

〒240-0112 神奈川県三浦郡葉山町堀内1173-3 FAX：0468-77-5441

まで修了証のコピー（再受講の方は裏面のコピーもお願いします）を必ず郵送またはFAXで送るようにしてください。修了証の確認ができない場合は、4月以降のプロ大会の出場はできません。

また、2011年からは、プロ登録時に過去3年以内に受講した修了証の確認をしておくこととします。

安全に対する意識を高めることは、海のスポーツをするうえで、非常に大切なことであると思いますので、ご協力よろしく申し上げます。